

上尾市選挙管理委員会告示第12号

上尾市選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月22日

上尾市選挙管理委員会委員長 鈴木 博

上尾市選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

上尾市選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和6年上尾市選挙管理委員会告示第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市選挙管理委員会の所管する行政手続等における上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程

本則中「手続等に関し」を「行政手続等に関し」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に、「市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「上尾市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。